

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「特措法」という。）との関係等について付言する。

集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にHBVの感染被害が生じたことについては、その感染被害の迅速かつ全体的な解決を図るため、特措法の定める枠組みに従って、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「給付金」という。）等を支給する措置が講じられている。

そして、特措法においては、特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じて給付金の額が定められているところ、慢性B型肝炎に罹患した者については、当該慢性B型肝炎を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（6条1項7号及び8号）とそれを除く者（同項6号）とが区分されている。これは、慢性B型肝炎による損害についての除斥期間を前提とするものと理解される。

本件のように、HB e抗原陽性慢性肝炎の発症後のセロコンバージョンにより非活動性キャリアとなり、その後、HB e抗原陰性慢性肝炎を発症した場合、法廷意見が述べるとおり、HB e抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害については、HB e抗原陰性慢性肝炎の発症の時が除斥期間の起算点となるから、その時から20年を経過する前にその損害賠償請求に係る訴えの提起をした者は、特措法6条1項6号に掲げる者に当たることになる。

極めて長期にわたる感染被害の実情に鑑みると、上告人らと同様の状況にある特定B型肝炎ウイルス感染者の問題も含め、迅速かつ全体的な解決を図るため、国において、関係者と必要な協議を行うなどして、感染被害者等の救済に当たる国の責務が適切に果たされることを期待するものである。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	三	浦	守
裁判官	菅	野	博之
裁判官	草	野	耕一
裁判官	岡	村	和美